

松江市身体障がい者向け住宅供給支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市身体障がい者向け住宅供給支援補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成29年4月26日付国住備第14号。以下「国要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象事業、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市身体障がい者向け住宅供給支援補助金
補助金交付の目的	松江市内に民間賃貸住宅を所有する個人又は法人（以下「民間賃貸住宅所有者」という。）が既存住宅（松江市内に建築されたものに限る。以下同じ。）を身体障がい者向けに改修する場合に必要な費用の一部を補助することにより、身体障がい者が安心・安全に生活することができる住宅の供給を促進し、居住の安定確保を図ることを目的とする。
補助対象事業	国要綱第3条各号に規定する要件に適合する身体障がい者向け住宅を供給するための次に掲げる既存住宅（過去にこの補助金の交付を受け、改修していない住宅に限る。）の改修工事とする。ただし、この補助金と同様の改修内容で既に他の補助制度を利用している場合を除く。 (1) バリアフリー改修工事（外構部分の改修工事を含む。） (2) エレベーター設置工事 (3) 車いす使用者向けのトイレ又は浴槽の設置工事 (4) 共同居住用住宅に用途変更するための改修工事

	(5) 間取り変更工事 (6) 防火・消火対策工事 (7) 安否確認のための設備の改修工事 (8) 防音・遮音工事 (9) (1)から(8)までに掲げる工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む。) (10) その他市長が必要と認める工事
補助対象経費	補助対象事業に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、1戸当たり100万円を上限とする。ただし、共同居住用住宅に用途変更するための改修工事を実施する場合は、1戸当たり200万円を上限とする。
終期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	民間賃貸住宅所有者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 市税の滞納がないこと。 (2) 改修前に当該住宅を住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録し、改修後は住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として管理すること。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事見積書及び工事費内訳書の写し
- (2) 工事の内容及び工程がわかる図面等
- (3) 市税の滞納がないことがわかる書類

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改修工事を行った住宅の場所がわかるもの
- (2) 工事請負契約書等及び工事費内訳書の写し
- (3) 工事の内容及び工程がわかる図面等
- (4) 検査済証の写し(建築確認を要する場合に限る。)
- (5) 工事代金の領収書の写し、工事請負業者への振込がわかる書類等工事代金を支払ったこ

とがわかる書類

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。